

誰もが生きがいを持てる 市民自治の地域づくり



まちを好きな人が多いと、まちは良くなる!

みなさんのまちづくりへの積極的な参加を応援し、 共に創りあげる地域社会をめざします。

市民のみなさんとともに、さらに住みやすいまちへ。

基本政策

5

誰もが生きがいを持てる 市民自治の地域づくり

- 「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。
- 地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

(川崎市基本構想)

政策の体系

基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する

1 政策の方向性

- 急速な少子高齢化の進展などにより、地域の課題が複雑化・多様化しているため、きめ細やかで的確な対応が求められている一方で、多彩な経験を持った元気な高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっており、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業などが増えてきています。
- O このような社会経済状況の変化を的確に捉え、幅広い世代の参加や、行政と市民・地域で活動する 団体・企業・大学・他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組 を進めます。
- また、市民が支え合えるコミュニティづくりに向けて、身近な総合行政機関である区役所を中心として、市民生活に身近な行政サービスを提供するとともに、地域の課題解決や地域への愛着の醸成につながるよう、課題に応じて適切なコミュニティを捉え、地域の人材や活動をコーディネートするなど、市民が主体的に進める活動を支えます。
- さらに、市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)[2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7)[2025]
町内会や市民活動など、地域での活動に参加 している市民の割合 (市民アンケート)	30.3%	24.7%	40%以上
市政に対する市民の意見や要望を伝える機会 や手段が整えられていると思う市民の割合 (市民アンケート)	18.1%	20.1%	25%以上

3 施策の体系

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

施策5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携の しくみづくり

施策5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた 情報共有の推進

施策5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化

施策5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり









1 これまでの主な取組状況

- 都市によって異なる課題を効果的に解決するためには、市民に近い基礎自治体が、地域のニーズに応じた施策を実行するための権限や財源を確保することにより、自主的・自立的なまちづくりを進める必要があることから、国や県への働きかけを継続的に行うとともに、特別自治市制度の創設に向け地方分権改革の取組を進めています。
- 町内会・自治会について、自発的な加入や活動への参加促進のほか、自主的な設立に向けた支援を行っています。また、川崎市市民自治財団・かわさき市民活動センターと連携した市民活動のトータルサポートや、市民の相互支援をテーマにした「地域・社会貢献フォーラム」の開催、寄付月間キャンペーンにおける市民向けの広報の実施など、地域社会を支えるさまざまな人材や活動をコーディネートし、市民の主体的な活動を支えています。
- 市民、地域の団体、大学や自治体など、多様な主体との協働・連携による取組を進めていくためのしくみづくりや地域人材の発掘・育成、地域における課題解決の取組への支援などを進めています。
- 協働・連携ポータルサイト「つなぐっどKAWASAKI」等により、地域活動やボランティア活動などについて、イベント・ 講座、サークル案内、ソーシャルビジネス等さまざまな関わり方に応じた幅広い情報を発信し、多様な主体を公共的な活動につなげていくための取組を推進していきます。
- 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組として、地域の居場所「まちのひろば」の創出に向けたプロジェクトや、地域の取組を支援する区域レベルのプラットフォームである「ソーシャルデザインセンター」のモデル実施、及び「区における行政への参加の考え方」に基づく区民会議のリニューアルに向けた取組を推進しています。



地域・社会貢献フォーラム



若者の加入促進に向けた新たなアプローチ



「まちのひろば」創出職員プロジェクト (コミュニティガーデンの創出に向けた準備作業)

○ SDGs達成に向けた市内事業者の取組の「見える化」を行い、地域金融機関等と連携して事業者の取組を支援することで、市内におけるSDGsの取組の活性化を図るため、令和3(2021)年3月に川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」を創設するとともに、登録・認証された事業者のネットワーク化を図る「川崎市SDGsプラットフォーム」を立ち上げました。

2 施策の主な課題

- O 持続可能で自立的な行財政運営に向けて、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など、市民の関心と理解を高めながら、特別自治市制度の実現を含めた地方分権改革に向けた取組を推進していく必要があります。
- 町内会・自治会が抱える担い手の不足やつながりの希薄化など従前からの課題に加え、デジタル化の 急激な進展などの社会変容にも対応するため、活動の維持・拡大に対する支援の重要性はさらに高まっており、今後も安定的に地域活動に取り組めるよう、町内会・自治会への支援が求められています。
- 多彩な経験を持った高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっているとともに、 地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業など、公共領域の新たな担い手が増 えていることから、地域課題や社会的課題の効果的な解決に向けて、地域人材の発掘、育成、支援 などをさらに進め、市民をはじめとした多様な主体と協働・連携した市政運営や地域づくりを進めることが 求められています。
- 川崎市市民自治財団やかわさき市民活動センターなどによる全市的な中間支援機能のほか、ソーシャルデザインセンターにより、区域レベルにおける地域社会を支えるさまざまな人材や活動をコーディネートし、市民が主体的に進める活動の支援に向けた取組を推進していく必要があります。
- SDGsの達成に向けては、本市自らが積極的に取組を進めるだけではなく、地域のさまざまなステークホルダーによる主体的な取組が不可欠であることから、多様な主体によるSDGsのゴール達成に向けた取組への一層の支援が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 特別自治市制度の実現を含めた地方分権改革に向けた取組の推進
- ★ 町内会・自治会活動の活性化に向けた支援の推進
- ★ 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく、市民創発による持続可能な暮らしやすい 地域づくりの更なる推進
- ★ 地域と多様な主体をつなぐコーディネートのしくみの機能強化
- ★ 新たな地域課題解決の担い手の発掘と市民活動促進に向けた支援の推進
- ★ SDGs達成に向けた多様なステークホルダーの連携と主体的な取組の促進

4 直接目標

● 多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める

5 主な成果指標

第1期実施計画期間 第2期実施計画期間 における目標値 における目標値 第3期実施計画期間 計画策定時 状 (指標の出典) における目標値 地域貢献活動※1に関する取組に 19.8 % **16.9** % 23 %以上 25 %以上 かかわったことのある人の割合 21 %以上 (市民アンケート) (平成27 (2015) 年度) (令和3 (2021) 年度) (平成29(2017)年度) (令和3 (2021) 年度) (令和7 (2025) 年度) 64 %以上 64 %以上 64 %以上 町内会·自治会加入率 63.8 % **58.4** % (市民文化局調べ) (平成27(2015)年度) (令和3 (2021) 年度) (平成29 (2017) 年度) (令和3 (2021) 年度) (令和7 (2025) 年度) 市内認定·条例指定NPO法人数 16 団体 14 団体以上 22 団体以上 30 団体以上 8 団体 (市民文化局調べ) (平成26 (2014) 年度) (令和3 (2021) 年度) (平成29(2017)年度) (令和3 (2021) 年度) (令和7 (2025) 年度) 「かわさきSDGsパートナー」登録・ 第3期実施計画 1,434 者 3,973 者以上 認証事業者数 から新たに設定 (令和3 (2021) 年度) (令和7 (2025) 年度) (総務企画局調べ) SDGsにつながる行動に取り組んで 第3期実施計画 **17.3** % 50.0 %以上 いる人の割合 から新たに設定 (令和3 (2021) 年度) (令和7 (2025) 年度) (市民アンケート)

※1 地域貢献活動とは、町内会・自治会活動、ボランティア活動、地域のイベントへの参加(オンライン上も含む。)など

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
地方分権改革推進事業			けた「提案募集方式」の活	5用		
「新たな地方分権改革の推進に関する方針」に基づき、 分権型社会の実現に向けた 取組を推進します。	・提案募集方式の活 用に向けた検討・調 整、他都市等と連携し た取組の推進 ・一括法の成立に伴う 対応に向けた検討調 整	しに関する取組の推進				事業推進
		尾現に向けた取組の推進				
	・制度化に向けた取組の ・国等への要請の実施・	D推進 	<u> </u>	・調査・研究を踏まえた		\rightarrow
		・七字和士士=合との		要望の検討・実施		
		・指定都市市長会との 連携による経済団体 等を対象とした取組の 実施				7
		・特別自治市移行に向けた調査・研究の実施		・調査・研究を踏まえた 取組の推進		>
	○戦略的な広報の実施					
	・普及啓発の取組の実 施	・出前説明会の実施、パネル展示の開催、イ		・検証結果を踏まえた 広報の実施		\rightarrow
		ベント等での冊子配布 の実施				
	●県市間の適切な役割	分担に向けた検討・調	整			
	・権限移譲の推進	継続実施				\rightarrow
		・県との協議の推進 ・川崎市・神奈川県調整会議の開催の検討・ 実施 ・県内三政令指定都市の連携の推進				\Rightarrow
	●「新たな地方分権改	革の推進に関する方針」	の改訂及び推進			
	・方針の改訂	・改訂された方針に基づく取組の推進				\rightarrow

	現状	事業内容·目標						
事務事業名	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降		
多様な主体による協働・連携推進事業 市民、地域の団体、大学や自治体など、多様な主体が主体的に地域課題解決に向けて取り組めるよう必要な環境を整備するとともに、多様な主体との協働・連携の取組を推進します。	・「基本的考え方」に基 ・「基本的考え方」に基 づ、取組の推進 ・「まちのひろば」プロジュ ・取組等の推進 ・幸区におけるソーシャ ルデザインセンターの設 置 ・多摩区におけるソー シャルデザインセンターの 設置(R2) ●地域人材の担い手載 の実施 ・マッチング事業の実施	・ソーシャルデザインセンターへの運営支援 ・川崎区、中原区、高 津区、宮前区、麻生 区におけるソーシャルデザインセンターの創出 (試行合む) な充に向けた取組の実施 で培った経験やスキルを	・検証を踏まえた取組 の推進 ンセンター」の創出・運営	支援に向けた取組等の推		事業推進		
	・運用状況や運営上の 課題に応じた機能拡 充による市民参加の支援 R2サイトアクセス件 数:24,135件	サイトアクセス件数: 30,000件以上	サイトアクセス件数:30,000件以上 それぞれの得意分野やは	サイトアクセス件数: 30,000件以上 地域特性を活かした協働	サイトアクセス件数: 30,000件以上 ・連携の取組の更なる	> >		
	推進 ・協働・連携の取組の 実施 協定締結数: 企業:392件 大学:75件 ※R2.12現在	継続実施 —				\rightarrow		
自治推進事業自治基本条例の理念等を周	● 自治基本条例の理念 ・区役所や関係施設の ・広報・啓発の実施		ブリックコメント手続制度や	住民投票制度等の周知	・広報	事業推進		
知するとともに、パブリックコメント手続制度や住民投票制度などの「自治基本条例」に基づく自治運営に関する制度等の適切な運用を進め、自治の推進に取り組みます。	・主に若者を対象とした市民参加型ワークショップの開催 ・市民参加の推進に向けた調査、手法の検討	による参加の促進に向い 継続実施 ― 継続実施 ― 歳制度及び住民投票制 継続実施 ―		E		<i>→</i>		

施策 5-1-1 市民参加の				事类出办 口標		
	現状			事業内容・目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
地域振興事業	●「町内会・自治会の流	活動の活性化に関する条	:例」に基づく区と連携し	た取組		
地域コミュニティの中核を担う	○地域住民の町内会・日	自治会への自発的な加入	、や活動への参加促進、	補助制度の適正な運用の	D実施	
重要な組織であり、行政との		・川崎市町内会・自治				事業推進
協働のパートナーである町内	応援補助金制度の構築及び実施	会活動応援補助金制度の適切な運用				
会・自治会の活動を支援す	・広報媒体を活用した	継続実施 ―				
ることにより、市民が相互に協	活性化支援等の実施	が正列の人が区				
力しながら暮らしやすい地域		川声はにたじておはいかっ	,土体细粒以红性化土板	₽o⇔te		
社会づくりを進めます。	・・きめ細かい活性化支	引事情に応じて求められる 継続実施 ──	いるの細かい活性化文法	長の美施		
	援の実施	<u> </u>				
		りた板ギノドニノハリニ甘っ	で、町市会・白海会の名	5.セダボに向けた取組の	·····································	
	・ ・ 負担軽減に向けた取	D依頼ガイドライン」に基: 継続実施 ──	八、町内芸・日冶芸の野	受力型発送機 に回り たりが出り	推進	\geq
	組の推進	小田りじ 大が8				
	・市広報物の一括配					
	送の開始(R2)					
	●町内会・自治会館の	整備に関する補助による	。 建替、耐震改修等の支	援の実施		
	・補助金の交付	継続実施				\rightarrow
	● 自治功労者表彰等の	の実施				
		住民自治の振興発展に	貢献し、特に顕著な功績	のあった町内会・自治会	長等の表彰の実施	
	・表彰等の実施	継続実施				\rightarrow
	●市民自治財団の機能	能強化に向けた取組の実	施			
	o町内会·自治会活動	の活性化を支援する市民	自治財団の機能強化に	向けた取組の実施		
	・機能強化に向けた取	継続実施				\rightarrow
	組の実施					
	新総合自治会館にお	ける市民自治活動に資す	る取組への支援の実施			
	・支援の実施	継続実施				\rightarrow
	・市民自治財団と連携	した、地域活動に寄与す	る新総合自治会館の利	用促進		
	・利用促進に向けた取	継続実施				\rightarrow
	組の実施					
	●町内会・自治会等と	連携した多摩川美化活	動・市内統一美化活動の	の実施		
	参加者数:	,		参加者数:59,900		\rightarrow
	0人(中止)	人以上(合計)	人以上 (合計)	人以上 (合計)	人以上(合計)	
	(R1:56,163人)					
市民活動支援事業	●「かわさき市民活動t	2ンター」を通じた市民活	動支援の促進			
市民が行う自由な社会貢献	R2施設等利用団体	施設等利用団体数:	施設等利用団体数:	施設等利用団体数:	施設等利用団体数:	事業推進
活動である市民活動を活性	数:2,246団体	4,300団体以上	4,700団体以上	5,500団体以上	6,400団体以上	
化させるため、「かわさき市民		マンター」の機能強化の推	進			
活動センター」を通じた市民		活動の中間支援組織の				
活動の中間支援機能を強化	・ネットワーク化の推進	継続実施				\rightarrow
する取組を推進します。	多様な主体の協働・過	 連携を促進する支援メニ <u>-</u>	1-の実施			
	支援メニューの実施	継続実施 -				

・支援メニューの実施継続実施

●市民活動中の事故に対する「市民活動(ボランティア活動)補償制度」の実施

・制度の運用

迷続実施

		施	策 5-1-1 市民	参加の促進と多様	様な主体との協働	連携のしくみづくり
	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
NPO法人活動促進事業 NPO法人(特定非営利活動法人)活動の発展を一層促進するため、法人設立・運営支援や監督・指導を行うとされて、法人への寄付促進に向けた取組を推進します。	・設立事務説明会、出 張相談会の実施 ・監督・指導等の実施 ● NPO法人の認定及	継続実施 一 び条例指定制度の適正 法人審査会からの今後のは 継続実施 一	な運用	申に基づ、運用の実施		事業推進
	かわさき市民活動セン・中間支援組織と連携 した支援等の実施	淡等の運営基盤強化に同	連携した支援等の実施			<i>→</i>
	・ 企業、市民とNPO法・ フォーラム等の開催	や寄付文化の醸成に向 人の連携を促進するフォー 継続実施 一 である寄付月間に合わせ 継続実施 一	-ラム等の開催			→ →
SDGs未来都市推進事業 SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパーナー」と「川崎市SDGsプットフォーム」の を関わる。アファットフォーム」の	・登録・認証事業者の 募集と認定	度「かわさきSDGsパー・申請様式の改善など手続の利便性向上に向けた検討と取組の推進		- 連携推進		事業推進
効果的な運用により、多様なステークホルダーとの連携強化を図り、SDGsの達成に向けた取組を支援します。	◦SDGsに取り組む事業 ・情報提供やセミナー開催などによる事業者 の支援	継続実施 一 公の支援				>
	・取組事例の共有やマッチング支援などの実施	継続実施 ー・ボータルサイトや分科 会の立ち上げなど事業 者間連携の促進				>

施策5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進







1 これまでの主な取組状況

- 広聴については、「かわさき市民アンケート」、「車座集会」、「市長への手紙」などを通して、市政に対する提案等、市民の声を集め、市民視点に立った市政運営や事務改善の契機として、積極的に活用しています。
- 広報については、情報伝達やコミュニケーションの手段が多様化する中で、市政だよりをはじめ、ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS等のさまざまなメディアを活用するなど、市の施策や取組等の情報を積極的に、より分かりやすく、かつ、伝わるように発信しています。
- 市政の透明性を確保するため、公文書等の行政情報を積極的に開示するとともに、的確に保存・管理し、活用しています。

2 施策の主な課題

- 広聴については、市民の声が行政にしっかりと伝わるような身近な市政を推進するために、市民の声を 多面的、戦略的に収集・調査するとともに、積極的に施策や取組に活かしていく必要があります。
- 広報については、市の施策や取組等の情報をよりさまざまな世代の市民に伝わるようにするため、紙媒体だけでなく、ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS等の活用など、メディアミックスによる効果的な情報発信を継続的に実施していく必要があります。
- 行政のデジタル化が進む一方で、今後も個人情報の適正な管理や保護が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 市民のさまざまな「声」の戦略的な収集と、市民視点に立った市政運営や取組への一層の活用の 推進
- ★ 『受け手の行動喚起を意識した広報』のための広報媒体・手法の強化·充実
- ★ 情報・通信分野の技術の変化に対応した適切な情報発信
- ★ 個人情報保護法の改正等を踏まえた個人情報の適正な管理の推進

4 直接目標

・市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
コンタクトセンター内サンキューコール かわさきの応対満足度 ※5点満点 (総務企画局調べ)	4.9 点 (平成27 (2015) 年度)	4.9 点 (令和3 (2021) 年度)	4.9 点以上 (平成29 (2017) 年度)	4.9 点以上(令和3 (2021) 年度)	4.9 点以上(令和7(2025)年度)
必要な市政情報を得ることができて いると思う人の割合 (市民アンケート)	37.5 % (平成27 (2015) 年度)	42.3 % (令和3 (2021) 年度)	39 %以上 (平成29 (2017) 年度)	42 %以上 (令和3 (2021) 年度)	45 %以上(令和7(2025)年度)

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
広聴等事務 市民との直接対話や、手紙、FAX、メールなどの身近な手段により、市政に対する声を広く収集します。また、市政に対する市民の意識を調査するため、かわさき市民アンケートを実施します。	・団体参加型やテーマ 設定型などさまざまな 手法による開催 ●市民から寄せられた。 R2 受付件数 (内容 別): 4,953件 ●市政に対する市民の ○かわさき市民アンケート・アンケートの実施 ・戦略的なアンケート手 ・戦略的な手法の検証 及び取組の推進 ●市民ニーズの的確な	車座集会開催数:月 1回程度 声を貴重な情報として市 継続実施 ― さまざまな声を把握するが による市民意見の聴取 継続実施 ― 法の構築に向けた取組の 継続実施 ― 把握に向けた職員の意 研修達成度:90% 以上	車座集会開催数:月 1回程度 政運営に反映するための ための「かわさき市民アン 推進	まめの「車座集会」の実施 車座集会開催数:月 1回程度 の「市長への手紙」の適切 ウケート」による幅広い市脈 研修達成度:90% 以上	車座集会開催数:月 1回程度 な運用	事業推進
コンタクトセンター運営事業 第 コンタクトセンターで受け付けた 案件に迅速、親切、的確に 対応し、可能な限り回答する ことにより、市民の利便性と満 足度の向上を図ります。	●コンタクトセンターを ・市政に関する問合 せ、意見、相談等に応 対する「サンキューコール かわさき」の運用 ・本庁舎代表電話交 換業務 ・各区役所・支所総合 案内電話交換業務	継続実施 — 継続実施 —	更なる利使性及び満足	度の向上を図るための取	組の推進	事業推進

	現状	事業内容・目標					
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降	
区相談事業	●市民生活・市政等相			1.19			
各区に相談窓口を設け、日	・ は民からの日常的なで・ 相談の実施	脳みごとに関する相談への. 継続実施 ──	助言、適切な窓口の紹介	トなとの美施		事業推進	
常的な悩みごとから、法律的な専門相談まで問題解決の		手による法律、土地・建物	の登記などの相談の実施	拖		- FALLE	
助言等を行います。	・相談の実施	継続実施				\geq	
		・オンライン相談の導 入・運用	・オンライン相談の運 用・検証			\rightarrow	
	●相談予約コールセンク	ターの運用及び今後の拡	な充に関する検討				
	・コールセンターの運用	継続実施				\rightarrow	
広報事業		効率的・効果的な情報発	信				
あらゆる広報媒体を活用しな	・紙面リニューアル (5 月号から)	・紙面の更なる充実など「市政だより」をわかり				事業推進	
がら、市の制度や施策から暮	カラかり)	やすいと感じるための取					
らしに関する手続、イベントや 本市の魅力に関する情報ま		組及び複数の媒体によ					
で、市政に関するさまざまな		る効果的な情報発信の批准					
情報を市民にわかりやすく、		の推進					
効果的に伝えます。	●市民にとって必要なす R2 月平均閲覧回	5政情報や本市の魅力を 月平均閲覧回数:	わかりやすく効果的に情報 月平均閲覧回数:	報発信するための取組の 月平均閲覧回数:)推進 月平均閲覧回数:		
	数:10,118千回	6,247千回以上	6,247千回以上	6,247千回以上	6,247千回以上		
	(R1:6,247千回)	·	·	·			
			・市ホームページ及び管			\rightarrow	
		理システムの改修の検 討	理システムの政制	ムページ及び管理システ ムの適切な運用			
	▲情報プラザの運営や	広報コーナーの活用によ	ス市の制度・施等の積極	前のかける。			
	・情報プラザ等を活用し		O'II O'IBIAL BENEVINE				
	・広報活動の実施	継続実施				·情報·通信技	
						術の発展に対応 した適切なイン ターネット情報発 信	
	・情報プラザの新本庁舎	移転に向けた取組の推進	<u>t</u>			П	
	・デジタル化に伴う情報		・一部機能をデジタル				
	プラザ機能のあり方の検 討を含めた移転に向け		化し、新本庁舎へ移転				
	た取組の推進						
	●広報出版物等の発行	テによる市政情報の発信					
	・広報誌「カワサキノコト					事業推進	
	川崎市市勢要覧」の 発行	用した効果的な取組の 推進					
	・市民便利帳「かわさき						
	生活ガイド」の発行						
放送事業	● テレビ・ラジオによる広	、報番組の放送等を活用	ました、分かりやすく、親し	みやすい情報のタイムリー	-かつ積極的な情報発信		
テレビ・ラジオ等のメディアを活	・テレビ、ラジオを活用し	・効果的な情報発信の				事業推進	
用して、市政等に関する情報	た市広報番組の制作・放送	ための取組の推進					
をタイムリーかつ積極的に提供	・各媒体とのメディアミッ	継続実施				\rightarrow	
します。	クスによる効果的な情 報発信						
	●市内唯一のコミュニテ	・イ放送局である「かわさ	きエフエム」の認知度向上	:及び経営改善支援			
	・地域情報及び安全	継続実施				\rightarrow	
	安心情報の発信・地域のつながりの場と	継続実施 —					
	しての価値の創出	12000 (100					
	・経営改善支援	継続実施				\rightarrow	
		像装置(大型サイネージ	。)による市政情報等の の	放映			
	・動画を使った効果的 な情報発信	継続実施				>	
	ОПОКАТЕПО						

	現状		事業内容・目標					
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)		
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降		
情報公開推進事務	●法改正を踏まえた個	人情報保護制度の検討	け及び対応					
市民の知る権利を保障し、	・制度の検討及び対応	継続実施				事業推進		
開かれた市政を実現すること	●個人情報保護委員と	との連携による相談の実施	施					
を目的として、総合的な情報	・委員と連携した相談	継続実施				\rightarrow		
公開制度の運用を行います。	の実施							
	●情報提供制度の推進	<u>#</u>						
	・公文書の情報提供の	継続実施 —				\rightarrow		
	推進							
	●番号法の施行に伴う	個人情報保護制度の適	i切な対応					
	·特定個人情報保護	継続実施 ―				\rightarrow		
	評価の第三者点検の							
	実施							

施策5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化









1 これまでの主な取組状況

- 川崎区において3管区に分散している機能・体制を見直し、申請・届出業務を川崎区役所に一元化して行政サービスの質・量を今まで以上に確保することや、支所庁舎の建替えに向けた取組を推進することなどを基本的な考え方とする、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」等を策定しました。
- 宮前区役所向丘出張所については、共に支え合う地域 づくりとコミュニティ形成を推進する身近な地域の拠点を めざし、今後の一層の活用に向けた取組を進めていま す。
- 暮らしやすい地域社会の実現をめざして、これまでの区 民会議をリニューアルし、参加と協働による地域課題の 解決を目的に意見交換・議論する、「新しい参加の場」 の取組を進めています。
- マイナンバーカードの更なる普及促進に向けた取組を推進し、川崎市マイナンバーカードセンターの設置等を行いました。
- 高経年化が進む区役所等庁舎について、必要な改修・補修や効率的・効果的な整備を進めています。多摩区役所生田出張所については、従来の出張所機能に加え、身近な地域の拠点として多くの人が利用し、集い合える場として、新庁舎を整備し、令和3(2021)年6月に供用を開始しました。



地域づくりに向けた職員育成研修の様子



多摩区役所生田出張所オープニングイベントの様子

2 施策の主な課題

- 「新しい参加の場」については、参加と協働による地域課題の解決を目的に意見交換・議論するため、これまでの区民会議における課題等を踏まえ、「より多くの市民が関わり参加しやすい機会の拡充」、「弾力的に運用できる柔軟なしくみ」、「地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決を推進」を制度運用の方向性と位置づけ、令和6(2024)年度からの本格実施に向けて、各区において取組を進め、さらに市民自治を推進していく必要があります。
- 利便性の向上や分かりやすい窓口サービスの提供に向け、デジタル化等の社会環境の変化を踏まえた 区役所機能のあり方を検討する必要があります。
- 市民が快適にサービスを受けられ、かつ、庁舎を身近な地域の拠点として活用していけるよう、効果的な庁舎整備を行う必要があります。
- ▼イナンバーカードの交付率向上の取組を進めるとともに、デジタルデバイドにも配慮した更なる普及促進に取り組む必要があります。また、マイナンバーカードの普及に合わせ、カードに搭載された電子証明書の住民記録・戸籍関係手続への活用の検討が求められます。

3 施策の方向性

- ★ コミュニティづくりなどを通じて市民の主体的な取組を促す区役所機能の更なる強化
- ★ これまでの区民会議に替わる新しい参加の場としての「地域デザイン会議」の取組の推進
- **★** デジタル化等の社会環境に対応した、利便性が高く分かりやすい窓口サービスの提供
- ★ マイナンバーカードの更なる普及促進や区役所区民課等における各種手続への電子証明書の活用
- ★ 区役所等庁舎の効率的・効果的な整備

4 直接目標

● 市民満足度の高い区役所サービスを提供する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
区役所利用者のサービス満足度 (市民文化局調べ)	97.1 % (平成27 (2015) 年度)	99.4 % (令和3 (2021) 年度)	98.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	98.0 %以上(令和3 (2021) 年度)	99.0 %以上(令和7 (2025) 年度)
個人番号カード交付率 (市民文化局調べ)	平成28 (2016) 年 1月から交付開始	30.9 % (令和2 (2020) 年度)	7 %以上 (平成29(2017)年度)	20 %以上(令和3 (2021) 年度)	85 %以上(令和7(2025)年度)

○混雑期の臨時窓口開設の実施

継続実施

・窓口開設の実施

6

計画期間の主な取組

流

1 年戦略

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(202
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
役所改革推進事業	●「区役所改革の基本	方針」に基づく取組の推	進			
区役所では、地域課題の解		収組の推進、検証及び改	定			
央に向けて、これまで担ってき	・「基本方針」に基づく			・「基本方針」の改定	・「基本方針」の改定	事業推進
た行政サービスの提供に加	取組の推進			に向けた検討		
え、地域の実情に応じなが				実施・検証及び本格実施		_
5、市民同士のつながりやコ	・試行実施		・試行実施・検証	•本格実施		\rightarrow
ミュニティづくりを進めるととも こ、市民の主体的な活動を	◦地域をコーディネートで	きる職員の育成に向けた	研修の実施			
足進する取組を推進します。	・職員研修の実施	継続実施 —				\rightarrow
CLE 7 G-IMILE (IEZE G G 7)	●「川崎区役所及び支	所の機能・体制等に関す	する実施方針」に基づく機	機能再編の推進		
	・実施方針の策定及び		・支所・地区健康福祉			
	方針に基づく取組の推		ステーションの申請・届			
	進		出業務の川崎区役所			
			への一元化(機能再			
			編)			
	●「区役所と支所・出引	長所等の機能再編実施力	5針改定版」に基づく、区	区役所、支所、出張所等 を	取り巻く状況の変化を	
	踏まえた取組の推進					
		な活動の場」等としての流	舌用策の検討・実施			
	・支所・出張所の「身			- 「実施方針改定版」		\rightarrow
	近な活動の場」等とし			の改定に向けた検討	の改定	
	ての活用策の検討・実施					
		張所の今後の活用に関す	「る方針」に基づく取組の	推進		
	· 「宮前区役所向丘出	・万針に基つく取組の				
	まだの合然のギロに	+#+*#				\rightarrow
		推進				\rightarrow
	張所の今後の活用に 関する方針」の策定	推進				>
	関する方針」の策定 ・証明書発行体制のあ					
	関する方針」の策定 ・証明書発行体制のあ ・証明書発行件数の		>		・証明書発行体制のあ	
	関する方針」の策定 ・証明書発行体制のあ		>	»・証明書発行体制のあ り方の検討	り方に関する方針等の	・方針等に基こ取組の推進
	関する方針」の策定 ・証明書発行体制のあ ・証明書発行件数の 推移等の検証	り方の検討				
	関する方針」の策定 ・証明書発行体制のあ ・証明書発行件数の 推移等の検証 ・行政手続のオンライン	り方の検討	取組	り方の検討	り方に関する方針等の 策定	取組の推進
	関する方針」の策定 ・証明書発行体制のあ・証明書発行件数の 推移等の検証 ・行政手続のオンライン・行政手続のオンライン	り方の検討	取組	り方の検討 ・「実施方針改定版」	り方に関する方針等の 策定 ・「実施方針改定版」	
	関する方針」の策定 ・証明書発行体制のあ・証明書発行件数の 推移等の検証 ・行政手続のオンライン・行政手続のオンライン化、デジタル化を踏まえ	り方の検討	取組	り方の検討	り方に関する方針等の 策定	取組の推進
	関する方針」の策定 ・証明書発行体制のあ・証明書発行件数の 推移等の検証 ・行政手続のオンライン・行政手続のオンライン	り方の検討	取組	り方の検討 ・「実施方針改定版」	り方に関する方針等の 策定 ・「実施方針改定版」	取組の推進
役所サービス向 ト事業	関する方針」の策定 ・証明書発行体制のあ ・証明書発行件数の 推移等の検証 ・行政手続のオンライン ・行政手続のオンライン 化、デジタル化を踏まえ た取組の検討	り方の検討 化・デジタル化を踏まえた!		り方の検討 ・「実施方針改定版」	り方に関する方針等の 策定 ・「実施方針改定版」	取組の推進
	関する方針」の策定 ・証明書発行体制のあ ・証明書発行件数の 推移等の検証 ・行政手続のオンライン ・行政手続のオンライン 化、デジタル化を踏まえ た取組の検討	り方の検討 化・デジタル化を踏まえた! 区役所サービス向上の 取		り方の検討 ・「実施方針改定版」	り方に関する方針等の 策定 ・「実施方針改定版」	取組の推進
役所サービス向上事業 市民の満足度が高い区役所	関する方針」の策定 ・証明書発行体制のあ ・証明書発行件数の 推移等の検証 ・行政手続のオンライン ・行政手続のオンライン 化、デジタル化を踏まえ た取組の検討	の方の検討 化・デジタル化を踏まえた! 区 役所サービス向上の取 針評価・研修の実施		り方の検討 ・「実施方針改定版」	り方に関する方針等の 策定 ・「実施方針改定版」	取組の推進
市民の満足度が高い区役所をめざしてサービス向上の取組	関する方針」の策定 ・証明書発行体制のあ ・証明書発行件数の 推移等の検証 ・行政手続のオンライン ・行政手続のオンライン 化、デジタル化を踏まえ た取組の検討 ・市民の声を踏まえた ・区役所サービス向上指	の方の検討 化・デジタル化を踏まえた! 区 役所サービス向上の取 針評価・研修の実施		り方の検討 ・「実施方針改定版」	り方に関する方針等の 策定 ・「実施方針改定版」	取組の推進事業推進
市民の満足度が高い区役所	関する方針」の策定 ・証明書発行体制のあ ・証明書発行件数の 推移等の検証 ・行政手続のオンライン ・行政手続のオンライン ・だびりい化を踏まえ た取組の検討 ・市民の声を踏まえた ・区役所サービス向上指 ・サービス向上の取組の	り方の検討 化・デジタル化を踏まえた! 区役所サービス向上の取 針評価・研修の実施 継続実施 ―		り方の検討 ・「実施方針改定版」	り方に関する方針等の 策定 ・「実施方針改定版」	取組の推進

	_		施束 5-1-3	共に文え合う地	或づくりに回けたと	<u>く役所機能の強</u>
	現状			事業内容·目標	<u> </u>	
事務事業名	令和3(2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
が着住民サービス事業 区役所、出張所等において 届出の受理や証明書等を発 行するとともに、マイナンバー カードの普及やコンビニエンス ストアでの証明書交付を推進 することにより利便性の向上 を図ります。	● 戸籍事務、住民基本・的確な事務提供の実施・戸籍情報システム稼働に向けた対応の実施 ● マイナンバーカードの音・普及促進等・マイナンバーカードセンター及びコールセンターの設置 (R2)	*** ** ** ** ** ** ** ** ** **	■務等の迅速かつ的確な →・システム運用開始	提供・システムの運用	牛度	事業推進
地域課題対応事業 各区役所が主体となって、区 民の参加と協働により地域の 身近な課題解決や地域特 性を活かした魅力あるまちづく りに向けた事業を実施しま す。	事業数:274事業 ●各区の魅力ある地域 ・事業の企画・実施	継続実施 ―		町・実施 双組については、区言	画に掲載しています	事業推進
区役所等庁舎整備推進 事業 区役所等庁舎について、必 要な改修・補修や、効率的・ 効果的な整備を進めます。	・改修・補修の実施 ● 機能再編に伴う庁舎	継続実施 一 整備の推進 ・川崎区役所レイアウ		舎の適切な改修・補修(の実施	事業推進
	・宮前区役所新庁舎 の執務環境等の検討	・「(仮称)大師支 所・田島支所複合施 設整備基本計画」の 策定及び計画に基づ、 取組の推進 ・新区役所に関する基 本的な考え方の検討・ 策定 ・「宮前区役所向丘出 張所の今後の活用に 関する方針」に基づ、 取組の推進	び基本計画の策定等、 移転・整備に向けた 取組の推進			(仮称) 大師 支所・田島支所 複合施設供用 開始予定 (R9)[2027] 新区役所供用 開始予定(R11 [2029]~R13 (2031)) 事業推進
	·多摩区役所生田出 張所新庁舎供用開始	関する方針」に基づく				

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

1 政策の方向性

○ 社会全体のグローバル化が進み、人と人とのつながりの希薄化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性(ダイバーシティ)の尊重に向けた取組を進めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称	計画策定時	現状	目標
(指標の出典)	(H27)[2015]	(R1)[2019]	(R7)[2025]
市民一人ひとりの人権や平和に対する意識が 高いと思う市民の割合 (市民アンケート)	20.1%	23.3%	30%以上

3 施策の体系

政策 5 - 2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

施策5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進

施策5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

施策5-2-3 かわさきパラムーブメントの推進

施策5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進



















1 これまでの主な取組状況

○ 令和元(2019)年12月に「差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定し、すべての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。あらゆる施策に人権尊重の視点を反映するとともに、市民、地域、学校、企業、関係機関・団体、NPO・NGOなど多様な主体との協働・連携により、人権尊重教育や人権思想の普及、人権擁護の取組のほか、同条例に基づき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進しています。また、令和2(2020)年3月には「第6次子どもの権利に関する行動計画」を策定し、子どもの権利保障の取組を推進しています。



かわさき人権フェア

- 令和2(2020)年7月に、性的マイノリティ当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを川崎市が受け止め、その宣誓の事実を公的に認める「パートナーシップ宣誓制度」を創設するなど、性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組を進めています。
- 現在、本市には約44,000人の外国人市民が暮らしており、今後もさらに増加が見込まれる中、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざした取組を進めています。

2 施策の主な課題

- ▼ すべての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権 尊重のまちづくりを推進するための取組を進めるとともに、多様性が尊重され、誰もが参加し活躍できる 社会の実現へ向け、市民の問題意識も高まってきていることから、性的マイノリティをはじめとする多様な 市民の権利を尊重する取組を進める必要があります。
- 多様な文化的背景を持つ外国人市民が、地域の一員として共に心豊かに暮らしていける地域社会をつくるため、外国人市民を取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- 平和を脅かす世界規模の人権問題や飢餓、貧困など、新たな課題を理解することで平和を愛する心を育み、共に生きる地域社会の実現に向けた平和意識の普及を促進する必要があります。

施策の方向性

- ★ すべての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる 人権尊重のまちづくりの推進
- ★ 国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、 自立した市民として共に暮らすことのできる「多文化共生社会」の実現に向けた取組の推進
- ★ 子どもの権利を尊重する社会づくりに向けた取組の推進
- ★ 平和意識の更なる普及に向けた取組の推進

4 直接目標

● 平等と多様性を尊重する意識を高める

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
平等と多様性が尊重されていると思 う市民の割合 (市民アンケート)	40.6 % (平成27 (2015) 年度)	36.6 % (令和3 (2021) 年度)	41 %以上 (平成29 (2017) 年度)	41 %以上 (令和3 (2021) 年度)	41 %以上 (令和7 (2025) 年度)
他人の人権を侵害しないように配 慮して日々の生活を送っている市 民の割合 (市民アンケート)	第3期実施計画 から新たに設定	87.4 % (令和3 (2021) 年度)	-	-	91 %以上(令和7(2025)年度)
子どもの権利に関する条例の認知度 (子どもの権利に関する実態・意識調査)	45.0 %(子ども) 31.9 %(大人) (平成26 (2014) 年度)		` ′	52 %以上(子ども) 41 %以上(大人) (令和2 (2020) 年度)	,

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和 6 (2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
在関連事業	●「美別のかい↓焼苺	 香のまちづくり冬 <i>園</i> 及7	5「↓焼梅笠堆准其木計	一画」に基づく取組の推進		
	・計画の改定	・計画に基づく取組の	一八個地外正是至本的	回」に至り、4人間の正定	・第2期実施計画の	事業推進
人権を尊重し、共に生きる社 > たはポース 「 英間 のかい 」		推進			策定	
きをめざして、「差別のない人	・「差別のない人権尊					
	重のまちづくり条例」の					
人権施策推進基本計画」	制定 (R1)					
基づき、一人ひとりの人間の 算厳を最優先する川崎らしい	● 人権に関する市民意	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※				
学 取を取して 9 3 川崎 50 い に よ に は た ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま	・調査を踏まえた取組	は一般には、		_	・調査の実施	→・調査を踏まえた
(ダイバーシティ) を尊重し	の推進				・副旦の天旭	取組の推進
いがり推進します。	・市民意識調査の実					以心()
がりに進むなす。	施 (R2)					
	NE (NZ)					
	● 人権尊重のまちづく	の推進協議会の運営				
	・協議会の運営	継続実施				事業推進
	人権意識の普及に向	与けた取組の推進				
	かわさき人権フェアや	継続実施 一				\rightarrow
	市人権学校等の開催	1121705 (7)0				
		市人権学校等の参加	市人権学校等の参加	市人権学校等の参加	市人権学校等の参加	\rightarrow
	加者数:529人	者数:560人以上	者数:560人以上	者数:560人以上	者数:560人以上	
	・さまざまな広報媒体を		13/ 1500/1/12	LIX. SCOXXX	LIXT. SCOTINE	\rightarrow
	活用した啓発の実施	THE TOUR THE				
		『に係る支援の充実に向	けた取組の推進			_
	・かわさき人権相談ダイ	継続実施				\rightarrow
	ヤルの実施	***************************************				
	・人権侵害による被害	継続実施 一				\rightarrow
	の救済に資する情報提供の実施					
	に関するガイドライン」	の適切な運用の実施	の解消に向けた取組の推	進に関する法律に基づく『	公の施設』利用許可	
	・ガイドラインの適切な 運用の実施	継続実施				\rightarrow
	o インターネット F A の羊	別的書込みに対する対象	第の実施			
	・差別的書込みに対す		10-350,00			\rightarrow
	る対策の実施	1121707730				
		致被害者家族を支援する	る取組の推進			
	・「拉致被害者家族を	継続実施				\rightarrow
	支援するかわさき市民					
	のつどい」等の開催					
	●性的マイノリティの人	々の人権に関する取組の	の推進			
			7 / 川二 /1田67/93年/11887	+ 7 Fn 4F		
	。意識の啓発や当事者	に向けた取組等、性的マ	17リナイ理解ル 進に関り	の取組の美施		
	。意識の啓発や当事者 R2企業向けLGBTセミ		企業向けLGBTセミ	企業向けLGBTセミ	企業向けLGBTセミ	\rightarrow
	R2企業向けLGBTセミナーの参加企業数:	企業向けLGBTセミナーの参加企業数:	企業向けLGBTセミナーの参加企業数:	企業向けLGBTセミナーの参加企業数:	ナーの参加企業数:	\rightarrow
	R2企業向けLGBTセミ	企業向けLGBTセミ	企業向けLGBTセミ	企業向けLGBTセミ		\rightarrow
	R2企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 16社	企業向けLGBTセミ ナーの参加企業数: 18社以上	企業向けLGBTセミナーの参加企業数:	企業向けLGBTセミナーの参加企業数:	ナーの参加企業数:	\Rightarrow
	R2企業向けLGBTセミナーの参加企業数:	企業向けLGBTセミ ナーの参加企業数: 18社以上	企業向けLGBTセミナーの参加企業数:	企業向けLGBTセミナーの参加企業数:	ナーの参加企業数:	→
	R2企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 16社 。パートナーシップ宣誓制	企業向けLGBTセミ ナーの参加企業数: 18社以上 別度の運用の実施	企業向けLGBTセミナーの参加企業数:	企業向けLGBTセミナーの参加企業数:	ナーの参加企業数:	<i>→</i>
和対策事業	R2企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 16社 ・パートナーシップ宣誓制 ・制度運用の実施	企業向けLGBTセミ ナーの参加企業数: 18社以上 別度の運用の実施 継続実施 一	企業向けLGBTセミ ナーの参加企業数: 18社以上	企業向けLGBTセミナーの参加企業数:	ナーの参加企業数: 18社以上	<i>→</i>
	R2企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 16社 ・パートナーシップ宣誓制 ・制度運用の実施	企業向けLGBTセミ ナーの参加企業数: 18社以上 別度の運用の実施 継続実施 一	企業向けLGBTセミ ナーの参加企業数: 18社以上	企業向けLGBTセミ ナーの参加企業数: 18社以上	ナーの参加企業数: 18社以上	事業推進
『落差別(同和問題)をは	R2企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 16社 ・パートナーシップ宣誓記 ・制度運用の実施 ● 人権啓発冊子・物品 ・啓発の実施	企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 18社以上 制度の運用の実施継続実施 ー 品等の配布等による部落継続実施 ー	企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 18社以上 差別(同和問題)をは	企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 18社以上 18社以上	ナーの参加企業数: 18社以上 及に向けた取組の推進	事業推進
部落差別(同和問題)をは じめとする人権問題への正し	R2企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 16社 ・パートナーシップ宣誓記・制度運用の実施 ・人権啓発冊子・物品・啓発の実施 ・関係団体が実施する	企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 18社以上 制度の運用の実施継続実施 ー 品等の配布等による部落継続実施 ー 5研修会や人権・同和対	企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 18社以上 差別(同和問題)をは	企業向けLGBTセミ ナーの参加企業数: 18社以上	ナーの参加企業数: 18社以上 及に向けた取組の推進	事業推進
部落差別(同和問題)をは じめとする人権問題への正し い理解を深めるため、講演	R2企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 16社 ・パートナーシップ宣誓記 ・制度運用の実施 ● 人権啓発冊子・物品 ・啓発の実施	企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 18社以上 制度の運用の実施継続実施 ー 品等の配布等による部落継続実施 ー	企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 18社以上 差別(同和問題)をは	企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 18社以上 18社以上	ナーの参加企業数: 18社以上 及に向けた取組の推進	事業推進
和対策事業 部落差別(同和問題)をは めとする人権問題への正し が理解を深めるもめ、講演 ・研修会等を通じた、力権	R2企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 16社 ・パートナーシップ宣誓記・制度運用の実施 ・人権啓発冊子・物品・啓発の実施 ・関係団体が実施する	企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 18社以上 制度の運用の実施継続実施 ー 品等の配布等による部落継続実施 ー 5研修会や人権・同和対	企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 18社以上 差別(同和問題)をは	企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 18社以上 18社以上	ナーの参加企業数: 18社以上 及に向けた取組の推進	事業推進
が落差別(同和問題)をは しめとする人権問題への正し い理解を深めるため、講演	R2企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 16社 ・パートナーシップ宣誓記・制度運用の実施 ・人権啓発冊子・物品・啓発の実施 ・関係団体が実施する	企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 18社以上 制度の運用の実施継続実施 ー 品等の配布等による部落継続実施 ー 5研修会や人権・同和対	企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 18社以上 差別(同和問題)をは	企業向けLGBTセミナーの参加企業数: 18社以上 18社以上	ナーの参加企業数: 18社以上 及に向けた取組の推進	事業推進

	現状			事業内容·目標		
事務事業名	令和3(2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026 年度以降
ト国人市民施策推進事 〔		進指針」に基づく取組の 継続実施 —				事業推進
多様な文化的背景を持つ外 国人市民が、地域の一員とし て共に心豊かに暮らしていける 地域社会をつくるため、多文 化共生社会の実現に向けた 施策を終合的に推進します。	R2多言語化した広報	多言語化した広報資料の延べ種類言語数:525言語以上 性進協議会の運営 継続実施 —	多言語化した広報資料の延べ種類言語数:530言語以上	多言語化した広報資料の延べ種類言語数:535言語以上	多言語化した広報資料の延べ種類言語数:540言語以上	\rightarrow
NEW CHAILTENES OF 7 8	●外国人市民代表者会の会議の運営及び提言を ・取組の推進					→
	・代表者の募集・選考・第14期代表者の募集・選考		・第15期代表者の募 集・選考		・第16期代表者の募 集・選考	
	18,000部	ニューズレター発行数: 15,000部以上	ニューズレター発行数: 15,000部以上	ニューズレター発行数: 15,000部以上	ニューズレター発行数: 15,000部以上	→
	外国人市民代表者会 オープン会議参加者 数:0人(中止) (R1:95人)		オープン会議参加者数:100人	オープン会議参加者数:100人	オープン会議参加者数:100人	\Rightarrow
	● 外国人市民意識実施 ・調査を踏まえた取組 の推進 ・実態調査の実施 (R1)	통調査の実施		・実態調査の実施	・調査を踏まえた取組の推進	\Rightarrow
	. ,	に係る多言語対応の支 継続実施 —	援の実施			事業推進
	●外国人相談支援体制 ・相談支援体制の充 実に向けた検討	ままれる。 ・市南部地域における 相談機能の強化を含めた相談支援体制の 検討	・新たな相談支援体制			\rightarrow
どもの権利施策推進事	「かわさき子どもの権・・さまざまな広報媒体を		やパンフレット等を活用し	た広報・意識普及の促進	<u>t</u>	事業推進
子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進しま	活用した取組の推進	た広報資料による意識 継続実施 —	普及の促進			ナ末正歴
च ं.	●「子どもの権利に関す ・第6次行動計画に 基づ、取組の推進	る行動計画」に基づく取 ・第6次行動計画に 基づく取組の推進 ・第7次行動計画の 策定			・第8次行動計画の 策定	>
	●「子どもの権利に関す ・調査を踏まえた取組 の推進 ・調査実施(R2)	る実態・意識調査」の実	尾施	>	・調査の実施	・調査を踏まえた 取組の推進

	現状 事業内容・目標							
事務事業名	令和3(2021)				令和7(2025)	令和8(2026)		
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降		
権オンブズパーソン運 事業	●子どもの権利の侵害 ・相談に対する助言及 び支援	や男女平等に関わる人権 継続実施 ―	権侵害に対する支援等の	実施		事業推進		
子どもの権利の侵害や男女 平等に関わる人権侵害につ いて、問題解決に向けた助	・救済申立てに関する記・調査・調整等の実施	周査・調整等の実施 継続実施 ―				\rightarrow		
言・支援や、関係機関等への 調査・調整を実施します。	・相談・救済についての「 ・啓発の実施等	広報・啓発の実施及び人 継続実施 —	、権オンブズパーソンの運営	営状況の公表		\rightarrow		
	市の機関及び関係機・子どもの権利の侵害	関等との連携した取組の 継続実施 =	推進			\		
	や男女平等に関わる 人権侵害に対する支 援等の実施							
和意識普及推進事業	●「核兵器廃絶平和都 ・国内外の自治体と連続			家に基づく平和意識普及(こ向けた取組の推進			
は、市田と都市で初めて打りた「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念を継承し、平和意	・平和意識普及に向けた取組の推進	継続実施				事業推進		
識の普及に向けた取組を進めます。	○「原爆の日」等の平和・取組の実施	祈念の取組の実施 継続実施 一				\rightarrow		
	平和な地域社会の実 参加者数:64人 (R1:145人)			参加者数:160人以 上	参加者数:160人以 上	\Rightarrow		
和館管理運営事業	●平和意識の普及に向	けた取組及び支援						
原爆や川崎大空襲など、戦争の被害等を後世に伝え、	。原爆や川崎大空襲な R2入館者数:	ど、戦争を後世に伝える 入館者数:	ための常設展示及び企画 入館者数:	展の開催 入館者数:	入館者数:	事業推進		
平和の大切さと平和を尊重 する意識向上に向け、「 平和	28,005人 (H30:50,494 人)	30,000人以上	30,000人以上	30,000人以上	30,000人以上			
館」を運営します。	・館外での平和啓発を持・巡回平和展の開催	推進する「巡回平和展」 継続実施 —	の全区開催			\rightarrow		
	○平和を脅かす人権・創・企画展等の開催	【餓・環境問題などの企匠 継続実施 ―	画展等の開催			\rightarrow		
	展示更新に向けた取締・展示の検討	且の推進	・展示更新の実施					
	ホームページや市政だ。・平和館事業の周知	より、チラシ・ポスター等を 継続実施 ―	通じた平和館事業の周知	1		\rightarrow		
	○平和推進補助金の交・補助金の交付	付を通じた、平和活動/ 継続実施 ―	への意識啓発や支援の実	施		\rightarrow		
	平和問題の研究調査・収集等の実施	や戦争に関する証言・資 継続実施 ―	資料の収集及び整理			\rightarrow		
	●計画的な施設の補値 ・補修等の実施	移等の推進 継続実施 一						

施策5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進







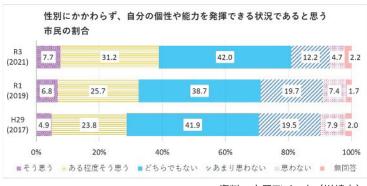






これまでの主な取組状況

「男女平等かわさき条例」の基本理 念や平成27(2015)年8月に 成立した「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」の趣旨 等を踏まえ、平成30 (2018) 年 3月に「第4期男女平等推進行 動計画」を策定し、社会のあらゆる 分野で誰もが互いにその人権を尊 重しつつ責任も分かち合い、性別に 関わりなく、その個性と能力を発揮し



資料:市民アンケート(川崎市)

活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた普及啓発を推進しています。

- 女性の活躍推進及びワーク・ライフ・バランスを推進するため、働きやすい職場づくりに積極的に取り組ん でいる中小企業を対象とする「かわさき☆えるぼし」認証制度を平成30(2018)年度に創設し、性 別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮して働ける環境整備を促進しています。
- これまでの取組を踏まえながら、DV(配偶者等からの暴力)被害の複雑化や被害状況の多様化など、 さまざまな課題に対応するため、被害者支援の充実及び被害を未然に防ぐための取組の強化を図るこ ととし、令和 2 (2020) 年 2 月に「第 3 期DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、関係機関等 と連携・協力のもと、取組を推進しています。

施策の主な課題

- SDGsのジェンダー平等に係る「目標 5 」と方向性を共有する「男女平等推進行動計画」のもと、形式 的平等にとどまらず、「公正」な社会における実質的平等の確保を伴う男女平等の推進に向けて、性別 にかかわりなく、すべての個人が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分 に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- 本市における女性の就業者数は増加傾向となっていますが、職業生活における女性の活躍推進につい ては、女性の労働力率(15歳以上の人口における労働力人口の割合)を年齢階級別に見ると、 結婚や出産の多い年代で低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブを依然 として描いていることなどを踏まえ、「職業生活と育児・介護など家庭生活の両立」や、「職業生活におけ る女性の力の十分な発揮」、「企業における取組の推進」などに取り組む必要があります。また、そのため には、長時間労働を前提とする働き方によって仕事中心の生活になりやすい男性の家庭生活への参画 促進や働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進にも一体的に取り組む必要があります。
- DVなど人権を著しく侵害する暴力を未然に防ぎ、被害者に対する迅速で適切な支援が求められてい ます。

- ★ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女共同参画に係る教育・啓発の推進
- ★ 職業生活における女性の活躍推進と家庭生活における男性の参画促進、働き方改革の一体的な 推進
- ★ 困難を抱える女性の支援などの地域課題に対応する地域における男女共同参画の推進
- ★ DV防止・被害者支援基本計画に基づく取組の推進

4 直接目標

● 性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
性別にかかわらず、自分の個性や 能力を発揮できる状況であると思う 市民の割合 (市民アンケート)	31.2 % (平成27 (2015) 年度)	38.9 % (令和3 (2021) 年度)	33 %以上 (平成29 (2017) 年度)	33 %以上(令和3 (2021) 年度)	40 %以上(令和7(2025)年度)
市の審議会等委員に占める女性の 割合 (市民文化局調べ)	31.5 % (平成26 (2014) 年度)	31.2 % (令和 3(2021)年度)	37 %以上 (平成29 (2017) 年度)	40 %以上 (令和3 (2021) 年度)	40 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

	現状	事業内容・目標					
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降	
男女共同参画事業 「男女平等かわさき条例」の 基本理念に基づき、社会のあ	●男女平等推進行動記 ・第5期計画の策定	十画に基づく取組の推進 ・第5期計画に基づく 取組の推進			▶・第6期計画の策定	・第6期計画に 基づく取組の推 進	
らゆる場で誰もが、互いにその 人権を尊重しつつ、責任も分 かち合い、性別に関わりなく、 その個性と能力を発揮し活		の形成の促進に向けた普」 等における普及啓発の身 継続実施 ―				事業推進	
躍できる男女共同参画社会 の実現に向けた取組を進めます。	。「かわさき男女共同参 ・情報と活動成果の共 有の実施	画ネットワーク(すくらむネ 継続実施 —	ット21) 」による情報と活	5動成果の共有		\rightarrow	
	。すくらむネット21と合同	開催の「男女共同参画が			_		
	R2参加者数:288 人	参加者数:200人以 上	参加者数:200人以 上	参加者数:200人以 上	参加者数:200人以 上	\rightarrow	
	●「かわさき☆えるぼし かわさき☆えるぼし認 証企業数:83企業	」認証制度による中小企 継続実施 ―	業における女性活躍推議	生の取組の促進		\rightarrow	
	●「DV防止・被害者支 ・第3期計画に基づく 取組の推進	援基本計画」に基づく取	双組の推進	・第4期計画の策定	・第4期計画に基づく 取組の推進	\rightarrow	
		トDV予防啓発講座の開					
	R2開催凹数:7回	開催回数:7回以上	開惟凹数:7回以上	開惟四数:7回以上	開惟四数:7回以上	7	

	現状		事業内容·目標				
事務事業名	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降	
男女共同参画センター管	●男女共同参画社会の	D形成に向けた取組					
理運営事業	。男女共同参画に関す	る調査研究の実施					
性別に関わりなく男女があら	・調査研究の実施	継続実施				事業推進	
ゆる分野で力を発揮できるよ	。男女の抱える悩みに関	する相談や女性の就業	に関する相談・支援				
う、男女共同参画の意識啓	・相談・支援の実施	継続実施				\rightarrow	
発、相談、情報提供、調査	。男女共同参画に関す	る各種講座や研修会の	実施				
研究など男女平等施策を推進する拠点として「男女共同	R2参加者数:	参加者数: 2,800人	参加者数: 2,800人	参加者数:2,800人	参加者数:2,800人	\rightarrow	
参画センター」を運営します。	2,080人	以上	以上	以上	以上		
多国にクグ] に建日します。	(R1:4,446人)						
	○ホームページや広報物の	の活用による情報提供の	実施				
	・情報提供の実施	継続実施				\rightarrow	
	計画的な施設の補償	多等の推進					
	・補修等の実施	継続実施 —				\rightarrow	
	●老朽化等を踏まえた	今後の方向性の検討の	実施				
		・検討の実施			・方向性の決定	→ · 方向性に基づく	
						取組の推進	

施策5-2-3 かわさきパラムーブメントの推進











1 これまでの主な取組状況

- 「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン」に基づき、 「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」をめざし、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出す」ことを理念とする「かわさきパラムーブメント」を推進しています。
- 多様な主体のさまざまな取組により、めざす理想の状態をレガシーとし、レガシー形成に向けた取組を進め、「ブリティッシュカウンシルとの連携事業」や「サッカー・ユニバーサルツーリズム」など、関係団体や民間企業等と連携したさまざまな取組が創発されています。
- 令和元(2019)年8月には、レガシー形成に向けた 取組が、共生社会の実現に向け先導的であると評価され、「先導的共生社会ホストタウン」として国から認定されました。さらに、令和3(2021)年1月には同じく先導的共生社会ホストタウンである世田谷区や国と連携し、「共生社会ホストタウンサミットin多摩川」を開催しました。



発達障害児を対象とした親子サッカー体験



共生社会ホストタウンサミット in 多摩川

2 施策の主な課題

○ かわさきパラムーブメントの理念浸透や機運醸成については、徐々に進み、それぞれが主体となった取組が各地域で行われています。今後、さらにムーブメントを大きくするため、より一層理念浸透に向けた取組を進めるとともに、市民や事業者等と引き続き連携しながら新たな取組を創発していく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出す」という「かわさきパラムーブメント」の理念浸透に向けた、推進体制の構築と取組の推進
- ★ 「かわさきパラムーブメント」のめざす「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」の 実現に向けた、レガシー形成に資する取組の推進

それぞれが個性を活かし、すべての人が活躍できるまちを実現する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
生活をする上で、バリア(障壁)を 感じている人の割合 (市民文化局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	29.3 % (令和3 (2021) 年度)	-	-	26.6 %以下(令和7 (2025) 年度)

	現状 事業内容·目標						
事務事業名	令和3(2021)令和4(202		022) 令和5(2023)令和6(2024)		令和7(2025) 令和8(2		
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降	
)さきパラムーブメント	● かわさきパラムーブメ	ントの理念浸透に向けた	・取組の推進				
たらハンムーノ アント 生事業	・かわさきパラムーブメン						
生争耒	トの取組の検証・総括						
々の意識や社会環境のバ	・かわさきパラムーブメン	・新たな推進ビジョンの	・推進ビジョンに基づく			事業推進	
アを取り除き、誰もが社会	ト推進ビジョンの見直し	策定及び推進ビジョン	取組の推進				
かできる環境を創出するこ		に基づく取組の推進					
を理念として、「誰もが自分	・市民参加プロジェクト	継続実施				\rightarrow	
しく暮らし、自己実現を目	やプロモーションイベント						
社る地域づくり」のため、「か	の推進						
さきパラムーブメント」の取組	• ++++++++++++++++++++++++++++++++++++	\	ットフォームの構築と多様	+>+++++++++++++++++++++++++++++++++++	サ の中野的も開始の		
推進します。	●かわささハラムーノメ 支援の実施	ノトの推進に向りたノフ	ットノオームの情栄と多体	は土体との連携で合土1	本の日光的な収組の		
	又接の美旭 ○プラットフォームの構築・	海					
	0ノフットノオームの情楽・	理名 ・プラットフォームの構築	プラットフェールの様				
		に向けた検討	・ノフットフィームの構築・運営				
		に円がたがあり	来"建古				
	◦多様な主体との連携や	る主体の自発的な取締	目の支援の実施				
	・フォーラムの運営	・有識者との意見交換				\rightarrow	
		の実施					
	・多様な主体との連携	継続実施				\rightarrow	
	した取組の実施・支援						
	や各主体の自発的な						
	取組の支援の実施						
	● かわさきパラムーブメ	ントのレガシー形成に向い	ナた取組の推進				
	・心のバリアフリーに関す	継続実施	770-12/10/2012			_	
	る研修の開催	WE WOOD AND					
	・eスポーツ体験会の開	継続実施 —				\rightarrow	
	催	WENDON NO.					
	Title						
		共生社会ホストタウンとし	ての取組の推進				
	・ホストタウン・共生社	継続実施				\rightarrow	
	会ホストタウンとしての						
	取組の推進						
	・ブリティッシュ・カウンシ	継続実施				\rightarrow	
	ルと連携した取組の実						